

市民共働で自治基本条例を つくるということ

第1回古賀市自治基本条例策定委員会
エム環境デザインシステム 今井 邦人
平成27年 1月22日

自治基本条例って何？

○古賀市のホームページの説明では...

「自治基本条例とは、住民自治に基づく自治体
運営の基本原則・理念を定めるものです。」

…今のところはこれだけ。中身はこれから

一般的な説明はどうしても大ざっぱ。
むしろ、みなさんそれぞれが自分の言葉で
「自治基本条例っていうのは…」ということ
を語れることが大事(今回の一つの目標)

今なぜ、自治基本条例をつくるの？

○古賀市のホームページの説明では...

条例制定の目的

「住民自治の進展を図り、市民が安心して暮らし続け、豊かで活力のある地域社会の実現を目指し…」→基本的考え方・ルールの明示

「住民自治」とは、皆さんが暮らすまち（古賀市）のことを、自分のこととして考え、良くしたり改善したりするために行動すること（今回の取り組みとともに実践していく）

では、これから私たちは何をしようとしているのでしょうか？

○まず、市役所が最初のきっかけをつかった。

それに応じて今日集まった市民の皆さんが核となり、古賀市の自治基本条例づくりが始まる

これから、人数を増やしながらか「長縄飛び」をするように、できるだけ様々なたくさんの人々と関わりながら（共働）、来年の夏くらいまでかけて市民案づくりを進めていく

しかしなぜ、そんなに手間ひまをかけて
市民共働で条例をつくるのでしょうか？

○自治基本条例は「自治体の憲法」と言われる
こともある。しかし地方自治の現場を見ると…
頂点の条例というよりは、基盤として足元を支えたり、
下から押し上げたりするものという実感

1人でも多くの人がそれぞれの立場から自治に当事者感覚を持てること、条例ができた後に効果が出るのが重要。その実現のためには相応の工夫とエネルギーが必要

自治基本条例というのはどんな中身？

○多くはこのような構成。決まった形はありません

- ・市の自治(まちづくり)の基本的考え方
- ・市民について(役割、自治への関わり)
- ・行政について(役割、仕事の考え方・進め方)
- ・議会について(//)
- ・自治(まちづくり)を進めるための仕組み
- ・条例を活かすための仕組み など

「こんなもの」と決めつけず、多様な市民、議会・行政の人々と知恵・経験等を寄せ合い、現場感覚を大事につくれば、自ずと古賀市らしい、生きる条例となるでしょう。

他の自治体の共働の条例づくりの事例

①千葉県流山市

- ・まちに出て多くの市民の声を聴く、つながる

②愛知県新城市

- ・市民のことばによる条例案(たたき台)
- ・実際に試しながら新たな仕組みを検討

③静岡県焼津市

- ・「大ワールドカフェ」でたくさんの市民も議員も市長も職員も一緒に
- ・「歌の時間」や「焼津おでん」でリフレッシュ

①流山市自治基本条例(平成21年4月施行)



- ・全員公募市民(約40名)
- ・計124回のPI(対外)活動
- ・のべ3,400人の参加
- ・約7,000の意見



②新城市自治基本条例(平成25年4月施行)

自治基本条例をつくる市民会議
(公募市民25人, H22.4~H23.3)



「市民のことばによるたたき台」にある『自治を創造する仕組み・市民総会』（市民・議会・行政が一堂に会して対話を行う場）を試験的に実施(計2回)

→ 経験を実際の仕組みの「市民まちづくり集会」に反映

↓

「市民のことばによる自治基本条例(たたき台)」を持って、市民・行政職員による「お出かけ隊」で他の市民意見を聴きながら条例案を作成(H24.8まで)

新城市「市民まちづくり集会」(第2回, H26.10)

~「若者政策」をテーマに計160人の市民・議員・行政関係者がワークショップで情報共有・意見交換(※新城市の人口:5万人)



③焼津市自治基本条例(平成26年10月施行)

「焼津市自治基本条例検討市民会議」を中心に検討
(公募・推薦市民25人と市職員5名, H23.11～H25.9)



キックオフ、中間発表、まとめの各節目に
「大ワールドカフェ」を開催
(H25.9, 参加者120名(市民・議会・行政))

*3月15日「第1回まちづくり市民集会」を開催



休憩時間に市担当者の歌で
リラックス



名物「焼津おでん」で食事会

古賀市の策定委員会の進め方(提案)

～相談しながら進めましょう。詳しくは次回から

○3月まで:ウォームアップ。「私」から広がる「自治」

○6月頃まで:他の市民との対話の素材づくり

○7月頃からは:まちに出て「市民対話集会」やPR

- ・市民主体でまとめるための「起草部会」をつくる
- ・策定委員会に「ゲスト参加者」を招く
- ・「ミニ講座」で行政職員や議員から話を聞き学ぶ
- ・「シンポジウム」などイベントを開催する

→ みんなの意見や思いを活かしながら、「条例の中身」をしっかりとつくる。市民らしい「市民案」を

今後の共働の条例づくりのヒント

- ①古賀市の特性に合った自治(まちづくり)を考える
 - ・まちの人、歴史、地理...などをふまえて →次回ミニ講座
- ②30人の策定委員が元気に活躍できるように
 - ・チームとして一つの目標に向かう体制と雰囲気づくり
 - ・それぞれのメンバーがもつ知恵・技・ネットワークを活かす
- ③これまでの市民参加・共働の経験を活かし、伸ばす
 - ・ゼロからのスタートではない。実践しながら条例をつくる
- ④多様な市民・議会・行政の出会いの場、対話の機会を積極的につくっていく（「長縄飛び」のように）
 - ・1人でも多くの人に関わりやすい取り組みに
- ⑤条例づくりのプロモーションを戦略的に楽しく
 - ・知ってもらおう、関心をもってもらおう、参加してもらおう